

新潟県条例第57号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(証明事務手数料) 第9条の2 卒業証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき <u>500円</u> の手数料を納めなければならない。 2・3 (略)	(証明事務手数料) 第9条の2 卒業証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者（在校している者を除く。）は、1通につき <u>450円</u> の手数料を納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。